



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

2024年5月30日

「LT会」会報第24-8号(総262号)

上海良图商务咨询有限公司(LTCC)

外資企業における越境データ移動制度のポイント

国家網信弁公室は今年3月に『データ越境移転を促進と規範化する規定』（以下『新規定』という）を公布し、2024年3月22日より施行されました。「新規定」は、データ越境移転の安全評価、個人情報保護認証等のデータ越境移転制度をさらに改正し、データ越境移転条件を適切に緩和してデータ越境移転を容易にし、企業のコンプライアンスコストを削減できるものです。また、国家網信弁公室は新規則と同時に『データ越境安全評価申告ガイドライン(第2版)』と『個人情報越境標準契約備案ガイドライン(第2版)』を公布し、新規定に基づき操作の細部を修正しました。外資企業におかれては、新規定における以下の要点に注目されることを提案いたします。

1、越境移転に関する手続きを免除できる6つのケース

『新規定』第3条、第4条、第5条では、安全評価の申告、標準契約の締結及び認証取得が免除される6種類の状況を定めています。

- 1) 国際貿易、越境輸送、学術協力、国境を越えた生産製造及びマーケティング等の活動において収集及び発生したデータを海外に提供する場合であって、個人情報又は重要なデータが含まれていない場合；
- 2) 海外で収集され、発生した個人情報を国内に移転して処理した後、海外に提供し、且つ処理過程において国内の個人情報又は重要データが導入されていない場合；
- 3) 越境ショッピング、越境郵送、越境送金、越境支払い、越境口座開設、航空券・ホテルの予約、査証手続、試験サービス等のような、個人が一方の当事者となる契約を締結し、履行するために海外に個人情報を提供する必要がある場合；
- 4) 法により制定した労働規則制度及び法により締結した集団契約に基づいて越境人材資源管理を実施し、海外に従業員個人情報を提供する必要がある場合；
- 5) 緊急時において自然人の生命・健康及び財産の安全を保護するために、海外に個人情報を提供する必要がある場合；
- 6) 重要情報インフラ運営事業者以外のデータ処理者が、当年度1月1日から累計で10万人未満の個人情報(機微個人情報を含まない)を海外に提供した場合。

2、企業それぞれに適用される基準と要求

今回の『新規定』に基づく適用基準と要求事項を以下の表にまとめます。

当年度1月1日から海外へ提供する個人情報の量 (機微個人情報を含まない)	当年度1月1日から海外へ提供する機微個人情報の量	適用するデータ越境活動のコンプライアンス規則
≥100万人	≥1万人	データ越境移転安全評価

10万人≤X<100万人	<1万人	個人情報越境移転標準契約の締結 或いは個人情報保護認証
<10万人	0	データ越境移転安全評価、個人情報越境 移転標準契約の締結、個人情報保護認証 は不要

3、企業の「データ三法」におけるその他のコンプライアンス義務

新規定が施行された後、当社では会員様から多数のお問い合わせを受けました。よくある質問として、「我が社が年間に国外に提供する個人情報10万人未満であり、また国外に機微な個人情報を提供しないため、新規則に基づいて個人情報標準契約の締結が免除される。そうすると、我が社はコンプライアンス義務がすべて完了したことになるのか?」というものがあります。

実際に海外に個人情報を提供する必要がある外資企業にとって、一つの基本義務がいつも存在しており、それは企業が個人情報保護影響評価を完成する必要があることです。これは個人情報保護法(第55条)に定められた基本的義務であり、下位法である網信部門の規程は、法的義務を免れる権限を持っていません。2023年9月に『データ越境移転を促進と規範化する規定(意見募集稿)』が公布された後、個人情報影響評価を継続するか否かについて、外資系企業の間でかなりの議論が起こっていました。今回の新規定は第10条に「データ処理者は、海外に個人情報を提供する場合には、法律または行政法規の規定に従い、告知し、個人の単独の同意を取得し、個人情報保護影響評価を行う等の義務を履行しなければならない。」と明記しています。

したがって、標準契約の締結及び届出は免除されるものの、個人情報保護影響評価は免除されないことは、現在すでに基本的な共通認識となっています。このほか、データ三法の下では、以下のようなコンプライアンスのポイントがあり、外資企業においては十分に検討し、継続的に注意しつつ対応していく必要があります。

サイバーセキュリティ法	個人情報保護法	データ安全法
ネットワーク安全管理制度の評価と改善	個人情報保護制度の評価と改善	データのグレーディング・分類、重要データの識別
ネットワークセキュリティ管理組織及び体制成熟度評価	個人情報保護体制及び組織構築	データセキュリティ管理制度の評価と改善
ネットワークセキュリティ認定	個人情報セキュリティ教育	データセキュリティ教育
システム保護レベル判定	個人情報セキュリティ緊急対策の策定	データセキュリティ緊急時対策の策定
システムレベルの保護評価	個人情報越境安全評価及び標準契約の制定	機密情報、知的財産技術の保護とサポート
ネットワークセキュリティ緊急時対策の策定	個人情報セキュリティ影響評価	データ越境安全評価
ネットワークセキュリティ緊急訓練	個人情報保護技術改善	データセキュリティリスク評価
ネットワークセキュリティ緊急対応	個人情報セキュリティコンプライアンス監査	データセキュリティ保護技術の改善
ネットワークセキュリティ教育		データセキュリティコンプライアンス監査
ネットワークセキュリティ総合評価		
システム脆弱性検査		
システム侵入テスト		
ネットワークセキュリティ技術の改善		
ネットワークセキュリティコンプライアンス監査		

上記分析のように、近年公布、施行された『データ安全法』『個人情報保護法』と『サイバーセキュリティ法』を含む「データ三法」及びその関連規則、基準は、企業に対して新たな要求を提示しています。会員企業様でこの分野のご要望等がありましたら、会員担当と連絡、あるいは直接にLT代表のメールアドレス(LT-shanghai@LT-shanghai.net)にお問い合わせください。



特別感謝:北京大成(上海)法律事務所パートナー 陳英 弁護士

以上

弁護士紹介: 陳英弁護士は北京大成（上海）法律事務所のパートナーであり、復旦大学法学部卒業、東京大学法学部総合法政研究科修士を取得し、17年以上にわたる弁護士としての豊富な経験を持ち、特に外資系企業向けに専門的なリーガルサービスを提供している。データ三法の実施以来、サイバーセキュリティ、データプライバシー、個人情報保護などの分野で、数十件以上の日本企業のデータ越境に関するプロジェクトを成功裏に支援し、データ三法に基づくコンプライアンス対応、データ越境の安全評価申告、個人情報標準契約備案申請など、多様なサービスを提供している。陳弁護士は、製造業、消費者小売業、医療機器、ビジネスサービス、IT 情報など幅広い業種で豊富な実務経験を積んでいる。